



平成 27 年 5 月 8 日

各位

会社名 株式会社 バイテック
代表者名 代表取締役会長兼社長 今野 邦廣
(コード番号 9957 東証第一部)
問合せ先 執行役員 成瀬 達一
(TEL. 03-3458-4619)

「内部統制システム構築の基本方針」一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これは、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)及び「会社法施行規則等の一部改正する省令」(平成 27 年法務省令第 6 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことを踏まえ改定するものであります。

なお、改定箇所には下線を付しております。

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①法令・定款・規程・企業倫理を遵守した行動をとるための「バイテック・グループ行動規範」を定め、これを遵守することを全取締役及び全従業員に徹底させる。
 - ②財務報告の適正性及び信頼性を確保するための運営組織である「内部統制委員会」による内部統制の整備状況および運用状況の評価を行う。
 - ③内部通報制度の導入によって、バイテック・グループ行動規範の違反を早期に把握し、速やかに問題解決できるような体制を構築する。
 - ④反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための体制を構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、当社の「情報・文書管理規程」に従い適切に保存及び管理を行う。
3. 当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
当社及び子会社の取締役は自己の分掌範囲についてのリスク管理体制として、「リスク管理規程」にもとづき、在庫委員会、デバイス営業会議、財務委員会などを開催しモニタリングを行う。
また、重要度に応じて、経営会議へ報告する体制を構築する。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制として、子会社の取締役会、親会社の取締役会及び経営会議を、それぞれ月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、重要事項については事前に各種委員会等で審議した上で、決議機関に上程することで職務執行の効率性を確保する。
 - ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・業務分掌規程」及び「職務権限規程」に従い、所属長がその責任範囲と権限において執行する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ会社における業務の適正を確保するため、「子会社管理規程」にしたがい、当社への決裁・報告を行うほか、毎月、子会社の取締役会の決議・報告内容を、経営会議において報告する。また監査部が子会社について内部監査を行い規程の遵守状況について確認する。
6. 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査役を補助すべき使用人は配置していないが、監査役は必要に応じて監査部に調査の依頼をすることができる。この場合、監査役は監査業務を補助する範囲内において、指揮命令権限は監査役に帰属するものとし、取締役及び他の従業員はその権限を有しない。
 - ② 監査部は監査役との連携をとることを「内部監査規程」に定める。
 - ・ 監査部は監査計画立案にあたって事前に監査役と十分協議する。
 - ・ 監査結果について経営会議に報告するとともに、監査役へ報告する。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制及び当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人及び監査役は、当社の監査役に以下の報告を行う。

- ・ 経営会議にて決議又は報告した事項
- ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合
- ・ 従業員が法令・定款違反をするおそれがある場合
- ・ その他会社の業績に影響を与える重要な事項
- ・ 監査役から報告及び資料の提出を求められた事項

② 監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けない事を確保する体制を構築する。

③ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役請求に従い速やかに行い得る体制を構築する。

以上